様式第5号

　　年　　月　　日

様

舟橋村長

（公印省略）

保険給付の支払一時差止通知書

国民健康保険法第63条の２の規定により、　　　年　　月　　日申請のありました保険給付（高額療養費、療養費等）について、次のとおりその支払いを一時差止めいたします。

記

１　一時差止めの理由

国民健康保険法施行令第１条の４に規定する、災害など特別の事情がないにもかかわらず国民健康保険税が未納であるため。

２　一時差止めとなる保険給付

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険給付等の種類 | 保険給付額 | 一時差止保険給付額 |
| 高額療養費 | 円 | 円 |
| 療養費 | 円 | 円 |
| その他（　　　　　　 ） | 円 | 円 |
| 計 | 円 | 円 |

３　その他

未納保険税の完納若しくは著しく減少したとき、あるいは法令で規定する特別の事情（裏面参照）があると認められた場合は、保険給付の一時差止めを解除いたしますので、申し出て下さい。

４　連絡先

舟橋村役場　住民生活課　国保担当

TEL076-464-1142

本状到着前に未納分保険税を完納された場合は、行き違いですのでご容赦下さい。

（裏面もご覧下さい）